

令和7年度「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金対象事業候補募集要領（2次募集）

鳥取県市場開拓局食パラダイス推進課

1 目 的

「食パラダイス鳥取県」の推進のために行う県産品のブランド化や魅力アップを図り、食（特産品や名物料理など）による県外からの誘客を図る取組等の食パラダイス鳥取県につながる地域を巻き込んだ、県民の活動を促進することを目的に、「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金の交付対象となる事業候補の募集を行います。
＜令和7年度2次募集＞

2 募集事業の概要

令和8年3月31日までに完了する事業を対象に募集をします。（交付対象となる経費は、県が交付決定した日から令和8年3月31日の事業完了までに要した経費です。）

区分	募 集 期 間	予算額
2次募集	令和7年6月27日（金）～同年7月18日（金）	9,400千円

※採択事業の採択額が予算額を超える場合、審査結果を元に順位付けし、採択額を予算額以内に配分・順位によって不採択とすることがあります。

1 事業の内容	食パラダイス鳥取県の推進のための情報発信や県産品のブランド化の推進、地域ならではの郷土料理・特産品や名物料理をPR（普及・発信）する取組
2 交 付 要 件	（1）本交付金の対象事業は単年度事業とする。ただし、複数年度にわたる発展性の高い取組を必要とする場合には、翌年度以降も1回に限り応募できる。 （2）対象事業は次のアからエまでに掲げる要件を全て満たす活動とする。 ア 国または県の他の補助金等の助成を受けていないこと イ 自治体からの委託事業でないこと ウ 従前からの継続事業の場合は、本交付金を活用することで新たに発展性の高い取組がなされるものと認められること エ 県が事業主体（構成員）となっていない事業 オ 事業実施により地域的な波及効果が期待されるものであること ※個別企業の取組は対象外
3 交付対象者	民間団体、グループ等 ※市町村、食パラダイス鳥取県ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体、個別企業等は対象外です。本交付金の主となる申請者は、原則として鳥取県内に事業所等を有する者としします。また構成員のうち、県外事業者等が含まれる場合は、構成員の1/2未満とします。）
4 交付対象経費	事業実施に必要な調査、食材等の購入、情報発信、イベント開催等に要する経費※（ただし、実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費、器具・備品等の減価償却資産購入費（10万円以上のもの）は除く） ※食との関連性が低い集客イベント部分については、対象としない場合があります。
5 交 付 率	1/2以内
6 交付金上限額	上限額1,500千円

3 募集について（2次募集）

- 募集期間：令和7年6月27日（金）～同年7月18日（金）必着
- 応募書類及び書類提出部数：

応 募 書 類	提出部数
事業計画書及び収支予算書（様式第1号、2号）	各1部

- 応募方法：郵送、持参、電子メール

4 応募に当たっての留意事項

- 予め事業概要をまとめた資料を作成いただき、申請前に食パラダイス推進課に相談してください。
- 応募は1者につき1事業とし、他の応募枠との重複申請はできません。
- 採択された事業については、知事が別に定める「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金交付要綱に基づく本交付金の交付申請手続きを経て交付を決定します。

- (4) 原則として、交付決定日以降の経費を対象とします。
- (5) 交付額は、交付金要綱で定める交付限度額を限度として、交付対象経費から事業に伴う他の収入額を控除した額と、交付対象経費に交付率を乗じて得た額のいずれか低い額とします。
- (6) 応募に要する経費（審査会の参加等）は応募者の負担とします。また、応募書類は原則として返却しません。
- (7) 本審査（プレゼンテーション）で、事業説明を行うためのプレゼンテーション資料については審査会までにご準備ください。

5 採択事業の決定方法、留意点

(1) 事前審査（書類審査）

事業趣旨に適合しているか、応募書類による事前審査を行います。その際、事業計画書だけでは判断が難しい場合、必要に応じて事業内容等の問い合わせ等を行う場合があります。

(2) 本審査（プレゼンテーション）

事前審査通過者は、「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金審査会において、プレゼンテーションをしていただき、審査員が事業内容についての審査等を行います。本審査への参加を事業採択の前提とします。

ア 日程・場所：令和7年8月予定（日時、場所及び開催方法等については事前審査後に通知します。）

イ 審査内容：次の事項を総合的に判断して審査し、採択事業を決定します。

評価項目	内 容
○事業の新規性(発展性)	新規の取組か、継続事業の場合は発展性が認められるか。
○実施の確実性・計画の妥当性	事業内容に応じ、実施する能力（体制、組織、協力等）が認められるか。 収支計画が妥当か。予算やスケジュールを含む事業計画について実現可能か。
○食パラダイス鳥取県のPR効果	食パラダイス鳥取県のPR（情報発信、普及効果）につながるか。県産食材の使用に努めているか。
○情報発信力	事業に話題性があり、情報発信力が認められるか。
○地域への波及効果・公益性	事業実施により地域活性化(にぎわい、交流、地域経済)への波及効果が認められるか。

(3) 審査結果は、応募者に通知します。

6 申込・問合せ先

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
電 話 0857-26-7835 ファクシミリ 0857-21-0609 電子メール shoku-paradise@pref.tottori.lg.jp